

小樽市統括保健師の設置に関する要綱

令和5年3月 9日

改正令和7年3月26日

(目的)

第1条 この要綱は、市の保健業務を効果的に推進するため、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整し、及び推進し、並びに人材育成及び技術面の指導及び調整を行う統括的な役割を担う保健師（以下「統括保健師」という。）及び統括保健師を補佐する役割を担う保健師（以下「統括保健師補佐」という。）の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(指名)

第2条 統括保健師は、保健所に所属する保健師で小樽市管理職員等の範囲を定める規則（平成14年小樽市公平委員会規則第1号）第2条第1号に規定する職員のうちから、市長が指名する。

2 統括保健師補佐は、統括保健師を除く保健師で小樽市管理職員等の範囲を定める規則第2条第1号に規定する職員全てとする。

(所掌事務)

第3条 統括保健師は、次に掲げる事務を掌理する。

- (1) 複数の部署に関係する保健師業務について、組織横断的な連絡調整及び情報共有を行うこと。
- (2) 研修その他の保健師の人材育成に係る企画及び立案並びにその実施を統括すること。
- (3) 保健師に対し技術的及び専門的な指導を行うこと。
- (4) 看護師及び保健師の実習生受入れの調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務

2 統括保健師補佐は、統括保健師を補佐する事務を所掌する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、統括保健師及び統括保健師補佐に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。